

光市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、平成20年度定期監査指摘事項
に対する改善措置を別紙のとおり公表する。

平成21年6月15日

光市監査委員 山本武男
同 松本修二

総文第17号

平成21年6月10日

光市監査委員 山本武男様

光市監査委員 松本修二様

光市長 市川 熙

平成20年度定期監査の結果に基づく是正、改善等の措置について

平成21年5月8日付け監第24号で報告のありました標記のことにつきまして、別紙のとおり報告します。

平成20年度定期監査に基づく是正、改善等の措置の報告について

平成21年度から次のとおり改善等を実施します。

1 随意契約事務について

- (1) 随意契約事務について、随意契約に相当な理由の確認や10万円以上の場合は2人以上の者から見積書を徴するなど適正な処理を行います。
- (2) 随意契約事務に対する適正な処理について、財政課長からの通知により職員に周知しましたが、今後、全庁で統一的な事務の執行となるよう徹底を図ります。

2 備品について

備品の明確化

- (1) 1万円未満の物品の購入について、光市財務規則第191条の規定に基づき、その支出費目について適正な処理を行います。
- (2) 購入金額が1万円未満のもの支出費目について、財政課長からの通知により職員に周知しましたが、今後、全庁で統一的な事務の執行となるよう徹底を図ります。

備品の管理

- (1) 備品の管理について、備品シールの貼付、備品保管簿の整理、年に1度その照合を行うなど適正な管理を行います。
- (2) 購入した備品への備品シールの貼付についてシステム化を図るなど、備品シールの貼付及び適切な保管について、財政課長からの通知により職員に周知しましたが、今後、全庁で統一的な事務の執行となるよう徹底を図ります。

3 起案書について

- (1) 起案書について、決裁日、保存ファイル名、保存期間等必要事項の記入の徹底を図ります。
- (2) 平成21年度の文書主任会議において決裁日、保存ファイル名、保存期間等の記載について重点的指導事項として指導するとともに、総務課長からの通知により職員に対し周知しましたが、全庁で統一的な事務の執行となるよう徹底を図ります。

4 消費税及び地方消費税について

請求書等における「消費税及び地方消費税」の記載について、適正な表記を行うよう業者への指導に努めます。